

町有墓地使用承諾書

年 月 日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

(承諾者)

住 所

氏 名

⑩

電 話

町有墓地の墳墓の(設置・建替・補修)をするにあたり、下記を誠実に履行することを承諾いたします。
なお、履行できない場合は、墓地を原状に復元のうえ、指定日までに返還します。

記

- 1 墳墓は、町で決められた場所(2m×2m)に設置をする。
- 2 墳墓(設置・建替・補修)は、許可日から1年以内に設置を完了する。
- 3 墳墓の着工、竣工のときは環境住宅課に届ける。
- 4 建立計画書に基づいた墳墓を設置する。
- 5 墓地およびその周辺の清掃等環境保全に努める。
- 6 墓地内及び周辺の樹木は、伐採等しない。但し、墳墓に支障がある場合は環境住宅課に相談する。
- 7 天災、地震等による事故があった場合、これについて異議の申し立てをしない。
- 8 松林の保護育成のため、薬剤散布(5～6月)を実施するが、これについて異議の申し立てをしない。
(薬剤が墓石に付着するが、半年くらいで消滅する。)
- 9 住所等を変更した場合は、その都度届出をする。